租 税 特別措置 の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一 部を改正する省令(令和五年財務省令第二十三号) 新旧対照

正

適用額

号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。 法第二条第一項第六号に規定する財務省令で定める金額 は、 次 の各

~十五 省 略

三条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額び第四条第二項第四号において「令和五年旧措置法」という。) 第四十 第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和 五年改正法第十条の規定による改正 条及び第四条第二項第四号において「令和五年改正法」という。 所得税法等の一 部を改正する法律 前 の租税特別措置法 (令和五年法 律 第三号。 (第三十号ハ及 以 不この 附則

十七 措置法第四十三条の 二第一 項の規定 同項に規定する特別償却限度

二十六 所得税法等の一部を改正する法律十八~二十五 省 略 の二第一項の規定(同条第三項第二号に係る部分を除く。) 同条第一口及び第四条において「平成三十一年旧措置法」という。)第四十七条十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法 (第三十号 五十二条第五項の規定によりなおどうカリたで、という。)附則第下この条及び第四条において「平成三十一年改正法」という。)附則第一下の条及び第四条において「平成三十一年改革第六号。以 項に規定する特別償却限度額

法」という。)第四十八条第一項の規定法(第三十号イ及び第四条第二項第一号 とされる平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置 以下この条及び第四条第二項第一号において「平成二十八年改正法」と いう。)附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するもの 所得税法等の一 部を改正する法律(平成二十八年法律第十五 二項第一号において「平成二十八年旧措置 同項に規定する特別償却限度

改

後

第二条 (適用額 同

上

改

正

前

~ 十 五 同 上

十六 措置法第四十三条の二第 項 の規定 同 項 Œ 規定する特別 償 以却限度

措置 法第四 十三条の三第 一項 の規定 同項に規定する特別償 却限

十八~二十五

二十六 所得税法等の一部を改正する法律 の二第一項の規定(同条第三項第二号に係る部分を除く。) 同条第一条及び第四条において「平成三十一年旧措置法」という。) 第四十七条十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法 (以下この 項に規定する特別償却限度額 下この条及び第四条において「平成三十一年改正法」という。)附則第 五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三 (平成三十一年法律第六号。 以

二十七 上

二十八 所得税法等の一部を改正する法律 第一項 二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成 条及び第四条において「平成二十八年旧措置法」という。)第四十八条 以下この条及び第四条において「平成二十八年改正法」という。)附則 の規定 同項に規定する特別償却限度額 (平成二十八年法律第十五号。

二十九 同 上

二十九

省

略

度

特別償却不足額 規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等 定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された次に掲げる 措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定 これらの規定に規

口 省

有するものとされる令和五年旧措置法第四十三条の二第一項の規定 令和五年改正法附則第四十二 条第二 項の規定によりなおその効力を

省

三十一 措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十 二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イからニま

度額 でに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定 前号イからニま

度額に満たない金額 措置法第五十二条の三第三項の規定 前号イからニまでに掲げる規

でに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限

定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

三十二・三十三 略

> 三十 同 上

イ 口 同 上

同

三十一 同

でに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イからハま

度額

度額に満たない金額 でに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定 前号イから ハま

定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額 措置法第五十二条の三第三項の規定 前号イからハまでに掲げる規

三十二・三十三 同 上

三十四 所得税法等の一 により損金の額に算入される金額 措置法」という。 条の規定による改正前の租税特別措置法 の号及び第四条において「令和四年改正法」という。 の規定によりなおその効力を有するものとされる令和四 第五十六条第 部を改正する法律 項又は第六項の規定 (令和四年法律第四号。 (第四条において 附則第四十四条 年改正法第十 これらの規定 「令和四年旧 以下こ

三十五

三十七六 同同同同同

三十九 三十八 上上上上上

四十同 上

三十九

省

省

略

三十八 三十七 三十六 三十五 三十四

省

省省

略略略略略

省

略

四 十 一 同同 上上

四十九 四十五 五十六 五.十 五.十 五十三 五十一 五.十 五十五 五十四 平 則 <u>+</u> \mathcal{O} \mathcal{O} 第六十 ·成二十九 以 七 省 省 省 所 省 省 省 省 省 省 省 省省 省 省 省 省 得 略 略 略 略 略 略略 略略略略略 略略略略略略略

規定により損金の額に算入される金 項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七 額に算入される金 る平成二十九年旧 第六十五条の の号及び第五 下この号及び 九条第十二項 年改正 税 法等 第四 八第七項又は第八項の 十九号において「平成二十九年旧効力措置法」という 法第十二条の規定による改正前の \dot{O} |額又は平成二十 効力措置法第六十五条の 条において「平成二十九年改 部を改正する等の の規定によりなおその効力を有するものとされ 九年旧効力措置法第六十五条の八 規定 法 律 七第一 (平成二十 同条第七項において準用 項 租 正 法」という。)附 の規定により 税特別措置法(以 九 年 法 律第 九 損 兀 る 第 金

平成二十九年改正法則第六十九条第十二

九条第十二項の規定によりなおその

効力を有するもの

とされる

以 下こ

第四

条において「平

一成二十 法 律

九

年

正

. う。

₎ 附

 \mathcal{O}

部

を改正

する等の

平

成二 改

一十九 法」とい

法

律

· 第 四

号

下こ

の号及び第六十号において「平成二十九年旧効力措置

法第十二条の規定による改正

前

の租税特別措

置

法

法

لح

いう。

四十九 五十一 五.十 十七 十六 十五 十四 干 同 同同同同同同同 上 上上上上上上上

五十七 五十六 五十五 五.十 五十四 五十三 五十二 同同同同同同同 の条及び気得税法等の 上上上上上上上

六十 五十九 六十二 六十一 同 同 上

規定により損金の額に算入される金額

同

上

項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の

額に算入される金

額又は平成二十

九年旧効力措置法第六十五条の八第八

Ł

第

九項

項の規・

定により損金の

同条第七項にお

11

、て準用す

る平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第一 第六十五条の八第七項又は第八項の規定

六十五 六十四 同同同 上上上上上上

六十三

六十七 る区分に応じそれぞれ次に定める金額 措置法第六十六条の十一 兀 第 項 文は 第二 項 \mathcal{O} 規定 次に 掲げ

入される金額から当該金額のうち各事業年度開始の目前十年以内に開替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算 額を控除した金額 始した事業年度において生じた同項に規定する欠損金額に相当する金 措置法第六十六条の十一の四第一項の規定 同 項の規定により 読み

入される金額 替えて適用する法人税法第五十七条第 措置法第六十六条の + \mathcal{O} 匹 第 二項の規・ 項の規定により損金の額に算 定 同 項の規定により読み

省 略

七十四 七十三 七十二 七十五 省 省 省 略略略略略略略略

七十六

省

省省

省

略略

六十七 同

る区分に応じそれぞれ次に定める金額 措置法第六十六条の十一の四第 項又は第三項の規定 次に掲げ

ける同条第二項に規定する超過控除対象額 措置法第六十六条の十一 の四第一項の規定 同項 の規定の 適用を受

特定超過控除対象額の合計額 ける同条第四 措置法第六十六条の十一 項に規定する特定超過控除対象額及び同 の四第三項の規定 同項 \hat{o} 項に規定する非 規 定の 適用を受

六十九 る区分に応じそれぞれ次に定める金額 措置法第六十六条の十 0 五第 項又は 第二項の 規 定 次に掲げ

入される金額から当該金額のうち各事業年度開始の日前十年以内に開替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算 額を控除した金額 始した事業年度において生じた同項に規定する欠損金額に相当する金 措置法第六十六条の十一の五第一項の規定 同項の規定により読み

口 入される金額 替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算 措置法第六十六条の十 0) 五第二項 の規定 同項の規定により読み

七十 同 上

七十五 七十四 同同同同同同同 上上上上上上上上

七十六 七十七

七十十九八 同 上

同 同 上

八十二 前号まで 十五号までに 第 匹 条 (第二十六号、 第 掲げる規定を除く。 項第五号 から 第二十八号 第十四 [号までに掲げる規 第三十四号、 次 表の上欄に掲げる第 第五十八号、 定 (次号 から 号 か 第六 第

第二号			第 一 号
(明本) (明本)	っては、それぞれ次に定めっては、それぞれ次に定め	。以下「措置法」という	租税特別措置法
七項 一項、第四項又は第 一項、第四項又は第	以下	同じ 十一号までにおいて 以下第八	会和二年改正前措置 会和二年改正する法律(会和二年法律第八号 。以下この号及び第 六十七号イにおいて 「令和二年改正法律第八号 という。)附則第十 という。)附則第十 という。)附則第十 という。)附則第十 という。)附則第十 という。)附別第十 に、表の規定による が、表の規定による が、表の規定による で、表の規定による で、表の規定による で、表の規定による で、表の規定による で、表の規定による で、表の表 で、表の表 で、表の表 で、表の表 の、表の表 で、表の表 で、表の表 で、表の表 の、表 の、表 の、表 の、表 の、表 の、表 の、表

に応じそれぞれこれらの号に定める金額の下欄に掲げる字句に読み替えた場合におけるこれらの号に掲げる区分中号及び第六十九号を除く。)の規定中同表の中欄に掲げる字句を同表

	措置法	第四十一号
分 一 I	措置法	第四十号まで
第十頁	第九項	
	措置法	第三十五号
一項をおりている。一項をおります。	措置法第五十六条第一項	第三十三号
第九項	第八項	
	措置法	第三十二号
会和二年改正前措置 問	措置法	第三号から第二十九号、第三号から第二十九号、第三十十九号、第三十十九号、第三十十九号、第三十十九号、第二十十九号、第二十十九号、第二十十十十号。
置法	(措置法	
同条第八項第二号	同条第十九項第二号	

	第五十一号ハ(1)	第五十一号ハ	びロ 第五十一号イ及	第五十一号	第四十三号から		第四十二号	
法人税法施行令	措置法	措置法第六十五条第十項の	措置法	措置法第六十五条第一項、	措置法	第八項	措置法	第九項
法人税法施行令等の一部を改正する政令一部を改正する政令百七号。次号におい百七号。次号において「令和二年改正令」という。)第一条」という。)第一条	(A)	お第六十五条第十項法第六十五条第十項	(A)	大 法第六十五条第一項 法第六十五条第一項	法	第九項	(A)	第十項

第五十二号 第五十二号 第五十二号 第五十二号 第五十二号 第五十二号 指置法 第五十二号 指置法 第五十七号まで 指置法第六十五条の二第一 法第二十二号 第五十七号まで 指置法第六十五条の二第一 京五項 第五項 法第六十六条の十一の 法第二条 の三第六 法施行令 法施行 の三第六 法施行 の三第六 おんちゅう おんちゅう おんちゅう おんちゅう はんがっしょう かんしょう はんがん かんしょう はんがん かんしょう かんしょう はんがん かんしょう はんがん かんしょう はんがん かんしょう かんしょう はんがん はんがん はんがん はんがん はんがん はんがん はんがん はんが		措置法	第六十七号イ
	の三第六	項又は第六十六条の十一	第六十七号
一号ハ(2)	法 令 和	措置法	第五十三号から第五十二号を第六十一号があた十十一号がある。
一号ハ(2)	令和二年改正令附則 常二条第二項の規定 によりなおその効力 を有するものとされ る令和二年改正令第 三条の規定による改 三条の規定による改	租税特別措置法施行令	
一号ハ(2) 措置法 第百二十二条の十二第五項	一法令	項措置法第六十五条の二第一	第五十二号
•	法令和	措置法	
	第五項十	第百二十二条の十二第五項	

八十三	
令和二年	
一年改正前措置法	
(所得税法等の)	
一部を改正する法律	
· (令和	

_		_
	法人税法	税法」という。) 税法」という。) 税法」という。)
	同法	税法令和二年改正前法人
第六十七号口	措置法	法令和二年改正前措置
	法人税法	税法令和二年改正前法人
第六十八号	四第一項又は第三項措置法第六十六条の十一の	の四第一項法第六十六条の十一
	ぞれ次に次に掲げる区分に応じそれ	イに
前号まで 前号まで	措置法	法日常和二年改正前措置

(質却限度額 (関対限度額) 第四十五条の三第一項の規定 同項に規定する特別いう。以下同じ。) 第四十五条の三第一項の規定 同項に規定する特別いう。) 附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものと二年法律第八号。以下この条及び第四条において「令和二年改正法」と

らの規定により損金の額に算入される金額八十四 令和二年改正前措置法第五十六条第一項又は第七項の規定 これ

これらの規定により損金の額に算入される金額八十五。令和二年改正前措置法第六十六条の二第一項又は第七項の規定

の月数を乗じて計算した金額)以下の金額 ない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度 号の六の七に規定する連結親法人をいう。 る法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。 のうち年八百万円(その連結親法人(令和二年旧法人税法第二条第十二 以下この号及び第百五十四号において「令和二年旧法人税法」という。 これらの規定の適用を受ける連結事業年度(令和二年改正法附則第百四 人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満た 十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関す の連結所得(令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法 第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。 令和二年改正前措置法第六十八条の八第一項又は第二項の規定 以下同じ。 以下同じ。)の令和二年旧法 以下同じ。 の金額

規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額 八十八 令和二年改正前措置法第六十八条の十一第一項から第三項までの

一 令和二年改正前措置法第六十八条の十一第二項又は第三項の規定する特別償却限度額一 令和二年改正前措置法第六十八条の十一第一項の規定 同項に規定

額から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税 定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する 項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規

八十九 控除した金額) る調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を 項の規定の適用がある場合には、 から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税 金額を控除した金額 令和二年改正前措置法第六十八条の十三第一 同項後段の規定により同項に規定す 項又は第二 項の規定

九十 令和二年改正前措置法第六十八条の十四第 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額 項又は第二項の規定

する特別償却限度額 令和二年改正前措置法第六十八条の十四第一項の規定 同項に規定

口 連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除し の適用がある場合には、 れる金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定 た金額) により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除さ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四第二項の規定 同項後段の規定により同項に規定する調整前 同項の規定

九十一 規定 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の二第一項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の二第 項又は第二項の

規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控 規定する特別償却限度額 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の二第二項の規定 同項の 同項に

九十一 除した金額) 整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控 規定の適用がある場合には、 除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の三第 同項後段の規定により同項に規定する調 項又は第二項の

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

規定する特別償却限度額 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の三第一項の規定 同項に

除した金額) 整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控 規定の適用がある場合には、 規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控 除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の三第二項の規定 同項後段の規定により同項に規定する調 同項の

九十三 令和二年改正前措置法第六十八条の十五第 項又は第二項の規定

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五第一項の規定 する特別償却限度額 同項に規定

た金額) 連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除し れる金額 により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除さ 適用がある場合には、 令和二年改正前措置法第六十八条の十五第二項の規定 (令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定 同項後段の規定により同項に規定する調整前 同項の規定 12

九十四 規 定 額を控除した金額) 定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金 八第一項の規定の適用がある場合には、 結税額から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の二第一項又は第二項の 同項後段の規定により同項に規

九十五 除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控 定の適用がある場合には、 連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の三第一項の規定 同項後段の規定により同項に規定する調整前 同項

九十六 での規定 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の五第一項の規定 令和二 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額 |年改正前措置法第六十八条の十五の五第一項から第三項ま 同項に

規定する特別償却限度額

する金額を控除した金額) で、一令和二年改正前措置法第六十八条の十五の五第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額がら控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五に規定する調整前連定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連定 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の五第二項又は第三項の規

九十七 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の六第一項又は第二項の 規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連 規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連 関を控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の は税額から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の でする調整前連

項に規定する特別償却限度額「一令和二年改正前措置法第六十八条の十五の六の二第一項の規定」同

る調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定すら控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額か 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定 同

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の七第一項から第三項まででの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額 九十九 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の七第一項から第六項ま

を控除した金額)

の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

相当する金額を控除した金額)

相当する金額を控除した金額)

相当する金額を控除した金額)

相当する金額を控除した金額)

相当する金額を控除した金額)

相当する金額を控除した金額)

相当する金額を控除した金額)

相当する金額を控除した金額)

相当する金額を控除した金額)

る特別償却限度額百(令和二年改正前措置法第六十八条の十六第一項の規定)同項に規定す

百一(令和二年改正前措置法第六十八条の十七第一項の規定)同項に規定る特別償却限度額

する特別償却限度額百二。令和二年改正前措置法第六十八条の十八第一項の規定。同項に規定

する特別償却限度額

する特別償却限度額百三 令和二年改正前措置法第六十八条の十九第一項の規定 同項に規定

する特別償却限度額百四 令和二年改正前措置法第六十八条の二十第一項の規定 同項に規定

- Inhoの規定こ規定する特別賞却限度額||百六|| 令和二年改正前措置法第六十八条の二十五第一項又は第二項の規定

百七 令和二年改正前措置法第六十八条の二十七第一項から第三項までのこれらの規定に規定する特別償却限度額

規定 これらの規定に規定する特別償却限度額百八 令和二年改正前措置法第六十八条の二十九第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

定する特別償却限度額 百九 令和二年改正前措置法第六十八条の三十一第一項の規定 同項に規

定する特別償却限度額 百十 令和二年改正前措置法第六十八条の三十三第一項の規定 同項に規

一項の規定(同条第三項第二号に係る部分を除く。) 同条第一項に規効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第六十八条の三十五第百十二 平成三十一年改正法附則第六十九条第五項の規定によりなおその規定する特別償封限度額

規定する特別償却限度額百十三 令和二年改正前措置法第六十八条の三十五第一項の規定 同項に定する特別償却限度額

一項の規定 同項に規定する特別償却限度額 効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第六十八条の三十六第百十四 平成二十八年改正法附則第百十五条第十項の規定によりなおその

規定する特別償却限度額百十五(令和二年改正前措置法第六十八条の三十六第一項の規定)同項に

算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償百十六。令和二年改正前措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定規定する特別償却限度額

力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第六十八条の三十六第一一平成二十八年改正法附則第百十五条第十項の規定によりなおその効却不足額又は合併等特別償却不足額

力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第六十八条の三十五第ロ 平成三十一年改正法附則第六十九条第五項の規定によりなおその効一項の規定

項の規定(同条第三項第二号に係る部分を除く。

規定する特別償却限度額定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に不 令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規

規定する特別償却限度額に満たない金額定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に口 令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第二項又は第十二項の規

百十八 令和二年改正前措置法第六十八条の四十三第一項又は第八項の規立不足額 立不足額 立不足額がいまでに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積が一令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第三項の規定 前号イか

定 これらの規定により損金の額に算入される金額

規定により損金の額に算入される金額百十九一令和二年改正前措置法第六十八条の四十四第一項の規定「同項の

百二十一令和二年改正前措置法第六十八条の四十六第一項又は第六項の規則の対策を持つです。

定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十一 令和二年改正前措置法第六十八条の五十四第一項又は第八項の

規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百二十二 令和二年改正前措置法第六十八条の五十四の二第一項の規定

百二十三 令和二年改正前措置法第六十八条の五十五第一項又は第十三項同項の規定により損金の額に算入される金額

百二十四 令印二年改正前措置法第六十八条の五十六第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

規定
これらの規定により損金の額に算入される金額百二十四
令和二年改正前措置法第六十八条の五十六第一項又は第九項の

百二十五 令和二年改正前措置法第六十八条の五十七第一項の規定 同項

百二十六 令和二年改正前措置法第六十八条の五十七の二第一項の規定の規定により損金の額に算入される金額

規定。これらの規定により損金の額に算入される金額百二十七。令和二年改正前措置法第六十八条の五十八第一項又は第九項の同項の規定により損金の額に算入される金額

百二十八 令和二年改正前措置法第六十八条の六十一第一項、第二項又は

第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

規定 これらの規定により損金の額に算入される金額百二十九 令和二年改正前措置法第六十八条の六十二第一項又は第二項の

項の規定により損金の額に算入される金額百三十 令和二年改正前措置法第六十八条の六十二の二第一項の規定 同

規定。これらの規定により損金の額に算入される金額百三十一。令和二年改正前措置法第六十八条の六十三第一項又は第二項の

同項の規定により損金の額に算入される金額百三十二。令和二年改正前措置法第六十八条の六十三の二第一項の規定

の規定により損金の額に算入される金額百三十三 令和二年改正前措置法第六十八条の六十四第

項

の規定

同項

の規定により損金の額に算入される金額百三十四 令和二年改正前措置法第六十八条の六十五第一項の規定 同項

百三十五 定 これらの規定により損金の額に算入される金額 令和二年改正前措置法第六十八条の七十第 項又は第八項の規

百三十六 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第一 される金額 額に算入される金額、 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第九項において準用する令和 法第六十八条の七十第一 八項又は第九項の規定 同条第一項若しくは第三項の規定により損金の 二年改正前措置法第六十八条の七十第八項の規定により損金の額に算入 同条第八項において準用する令和二年改正前措置 項の規定により損金の額に算入される金額又は 第三項、 第

百三十七 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第一項、 五項又は第十項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第一項又は第五項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額 第三項、第

口

令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第三項の規定

同項にお

- ② 令和二年改正前惜置去第六十八条の七十第一項又は第八項の1 令和二年改正前措置法第六十八条の七十第一項又は第八項のいて準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額の 定 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第一項又は第三項の規 令和二年改正前措置法第六十八条の七十第一項又は第八項の規定
- (3)る令和二年改正前措置法第六十八条の七十第一項の規定 令和一 年改正前措置法第六十八条の七十一第八項において準用す
- (4)る令和二年改正前措置法第六十八条の七十第八項の規定 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第九項において準用す
- (1) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十る場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額 場 合 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第十項の規定 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第十項第一号に掲げる 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額(同 次に掲げ
- 場合には 行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号。次号にお 項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施 から同号に規定する計算した金額を控除した金額 税法施行令第百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある 「令和二年改正令」という。 当該調整済額を控除した金額とする。 第一条の規定による改正前の法 ②において同じ。
- (2)令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第十項第二号に掲げる

場合。同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額

くは第七項又は令和二年改正令附則第二条第二項の規定によりなおその百三十八。令和二年改正前措置法第六十八条の七十三第一項、第二項若し

効力を有するものとされる令和二年改正令第三条の規定による改正前の

より損金の額に算入される金額

租税特別措置法施行令第三十九条の百一第五項の規定

これらの規定に

の規定により損金の額に算入される金額百三十九 令和二年改正前措置法第六十八条の七十四第一項の規定 同項

百四十 令和二年改正前措置法第六十八条の七十五第一項の規定 同項の

百四十一(令和二年改正前措置法第六十八条の七十六第一項の規定)同項(規定により損金の額に算入される金額)

同項の規定により損金の額に算入される金額百四十二。令和二年改正前措置法第六十八条の七十六の二第一項の規定

規定 これらの規定により損金の額に算入される金額百四十三 令和二年改正前措置法第六十八条の七十八第一項又は第九項の

百四十四 平成二十九年改正法附則第八十四条第十一項の規定によりなお 百四十四 平成二十九年已効力措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の 成二十九年日効力措置法第六十八条の七十九第九項において準用する平 成二十九年日効力措置法第六十八条の七十九第九項において「平 成二十九年日効力措置法第六十八条の七十九第九項において「平 成二十九年日効力措置法第六十八条の七十九第九項において「平 成二十九年日効力措置法第六十八条の七十九第九項において「平 成二十九年日効力措置法第六十八条の七十八第九項の規定によりなお 額に算入される金額

算入される金額 「四十五」令和二年改正前措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の額に 和二年改正前措置法第六十八条の七十九第九項において準用する令 は令和二年改正前措置法第六十八条の七十九第九項において準用する令 は令和二年改正前措置法第六十八条の七十九第九項において準用する令 は令和二年改正前措置法第六十八条の七十九第二項の規定により損金の 類に算入される金額、同条第一項若しくは第三項の規定により損金の 算入される金額

百四十六 平成二十九年旧効力措置法第六十八条の八十の規定 同条に規

七十九の規定により損金の額に算入される金額定する交換をした場合における平成二十九年旧効力措置法第六十八条の

百四十七 令和二年改正前措置法第六十八条の八十の規定 同条に規定す

は第六十八条の七十九の規定により損金の額に算入される金額

る交換をした場合における令和二年改正前措置法第六十八条の七十八又

規定
これらの規定により損金の額に算入される金額
百四十八
令和二年改正前措置法第六十八条の八十一第一項又は第四項の

百四十九 令和二年改正前措置法第六十八条の八十四第一項又は第四項の

規定 これらの規定により損金の額に算入される金額 エジルラフェ

定 これらの規定により損金の額に算入される金額 百五十 令和二年改正前措置法第六十八条の八十五第一項又は第七項の規

の規定により損金の額に算入される金額百五十二。今和二年改正前措置法第六十八条の九十五第一項の規定。同項

同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定業績連動給与の額百五十三。令和二年改正前措置法第六十八条の九十五の二第一項の規定

同項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する超過控除対象額及び同百五十五(令和二年改正前措置法第六十八条の九十六の二第一項の規定

項に規定する個別超過控除対象額の合計額

の規定により損金の額に算入される金額百五十六 令和二年改正前措置法第六十八条の九十八第一項の規定 同項

百五十八 令和二年改正前措置法第六十八条の百第一項の規定 その連結の規定により損金の額に算入される金額 百五十七 令和二年改正前措置法第六十八条の九十九第一項の規定 同項

事業年度の連結所得の金額

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。二年政令第六十七号。次項において「令」という。)第二条第二号に規定第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成二十

置法」という。)第四十七条第一項又は第四十七条の二第一項の規定よる改正前の租税特別措置法(次項第二号において「平成二十九年旧措おその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定に一平成二十九年改正法附則第六十七条第七項又は第九項の規定によりな

を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項(同一 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力

規定により損金の額に算入される金額百五十九 令和二年改正前措置法第六十八条の百一第一項の規定 同項の

の規定により損金の額に算入される金額 第六項、第十項又は第十一項の規定 同条第一項の規定により損金の額に算入される金額、同条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。) おしくは第三項(同条第十一項において準用する場合を含む。) おしくは第三項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定により損金の額の規定により損金の額の規定により損金の額の規定により損金の額の規定により損金の額の規定により損金の額に算入される金額

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置

第四条 同上

- 十七条の二第一項又は第六十八条の三十五第一項の規定するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四七十九条第十四項又は第九十条第十四項の規定によりなおその効力を有一所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第
- 十七条第一項又は第六十八条の三十四第一項の規定定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第四二 平成二十八年改正法附則第九十二条第八項又は第百十五条第八項の規
- しくは第六十八条の三十五第一項の規定 第一項若しくは第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十四第一項若 (次項第二号において「平成二十九年旧措置法」という。)第四十七条 (次項第二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法 1条第八項若しくは第十項の規定によりなおその効力を有するものとさ 平成二十九年改正法附則第六十七条第七項若しくは第九項又は第八十二 平成二十九年改正法附則第六十七条第七項若しくは第九項又は第八十二
- 定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四四 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項又は第六十九条第五項の規

条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項の規定六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五三 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第八十

旧措置法」という。)第四十二条の五第一項の規定第七条の規定による改正前の租税特別措置法(次号において「令和三年定によりなお従前の例によることとされる場合における令和三年改正法房及び次号において「令和三年改正法」という。)附則第四十四条の規一所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。以下この四

項の規定
対力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項又は第二分かのとうのとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項又は第二五一令和三年改正法附則第五十条第五項又は第八項の規定によりなおその

を有するものとされる平成二十八年旧措置法第四十八条第一項の規定一年成二十八年改正法附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力

力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第六十五条の八(第九項二 平成二十九年改正法附則第六十九条第十二項の規定によりなおその効

う。)第四十二条の十二の六第一項又は第六十八条の十五の七第一項のの例によることとされる場合における令和二年改正法第十五条の規定に入条の三十五第一項(同条第三項第二号に係る部分に限る。)の規定によりなお従前 1 大大条の二第一項(同条第三項第二号に係る部分に限る。)又は第六十十七条の二第一項(同条第三項第二号に係る部分に限る。)又は第六十二十七条の二第一項(同条第三項第二号に係る部分に限る。)又は第六十二十七条の二第一項(同条第三項第二号に係る部分に限る。)

規定

七第一項若しくは第二項の規定和三年旧措置法第四十五条第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十五項若しくは第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令人 令和三年改正法附則第五十条第五項若しくは第八項又は第六十六条第

とされる場合における合和四年旧措置法第四十六条第一項の規定九一令和四年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によること

2同上

十八条第一項又は第六十八条の三十六第一項の規定定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第四一 平成二十八年改正法附則第九十二条第十項又は第百十五条第十項の規

の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法二 平成二十九年改正法附則第六十九条第十二項又は第八十四条第十一項

条の九の規定、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項を除く。)又は第六十五、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項を除く。)又は第六十五

条第三項第二号に係る部分を除く。)の規定を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項(同三 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力

するものとされる令和五年旧措置法第四十三条の二第一項の規定四 令和五年改正法附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有

の八十の規定ら第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。)若しくは第六十八条を除く。)若しくは第六十五条の九又は第六十八条の七十九(第十項か第六十五条の八(第九項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項

項、第十項及び第十二項を除く。)の規定 四 令和四年改正法附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するも 四 令和四年改正法附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するも のとされる令和四年旧措置法第五十六条(第二項から第四項まで、第八 のとされる令和四年旧措置法第五十六条(第二項から第四項まで、第八 のとされる令和四年旧措置法第五十二条第二項又は第六十九条第五項の規 三 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項又は第六十九条第五項の規

五 令和二年改正前措置法第四十二条の三の二の規定

前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。)の規定 四十八条まで、 四十二条の十二の五から第四十二条の十二の七まで、 十九項、第二十一項、 十二条の十二の二まで、 令和二年改正前措置法第四十二条の四、 及び第五十二条の三(第五項、 第四十二条の九 第五十二条の二(前項各号に掲げる規定に係る部分を除 第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、 第四十二条の十二の四 (第四項を除く。 第六項、第十六項、 第四十二条の六(第五項を除 第四十二条の十から第四 (第五項を除く。 第四十三条から第 第十八項、 第 第

九項、 第七項まで、 項から第五項までを除く。 及び第二十三項から第二十五項までを除く。 第十四項及び第十六項を除く。 項を除く。 の六(第三項から第六項まで、 から第九項まで及び第十四項から第十六項までを除く。 の四の二(第二項から第五項までを除く。)、 第十三項、第十五項から第十七項まで、 令和二年改正前措置法第五十五条(第三項から第六項まで、 第五十七条の七 第十 第五十七条の七の二 項及び第十三項を除く。 第十二項、 及び第五十七条の (第四項から第七項まで、 第十四項及び第十六項を除く。 (第三項から第六項まで 第十項、 第五十六条(第二項から第五項まで、 の規定 (第三項から第七項まで 第十二項及び第十四項を除く。 第十九項から第二十一項まで 第五十七条の四(第三項から 第五十七条の五(第六項 第十項及び第十 第五十五条の二(第二 第九項及び第十 第五十七条 第十二項、 第五十七条 第十二項 項を除 第

項から第十三項までを除く。 令和二年改正前措置法第五十八条(第四項から第七項まで及び第十一)及び第五十九条の規定

額が同項第二号に掲げる金額を超える場合に限る。 令和二年改正前措置法第五十九条の二第一項 (同項第一号に掲げる金)の規定

令和二年改正前措置法第六十条の規定

令和二年改正前措置法第六十一条の規定

第七項を除く。 令和二年改正前措置法第六十一条の二 及び第六十一条の三の規定 (第二項から第五項まで及び

九から第六十六条の二までの規定 から第十二項まで、 十五条の七(第四項及び第十二項を除く。 十二項までを除く。 令和二年改正前措置法第六十四条、 第十四項及び第十五項を除く。)及び第六十五条の 第六十五条から第六十五条の五の二まで、 第六十四条の二(第九項から第)、第六十五条の八(第九項

条の三の三第一項の規定 から第六十七条の三まで、 十七条の五、 第六十六条の十三(第五項から第十一項までを除く。 第六十七条の十五第一項、 第六十六条の十 令和二年改正前措置法第六十六条の十から第六十六条の十 第六十七条の六、 の三(第三項を除く。 第六十七条の四 第六十八条の三の二第一項及び第六十八 第六十七条の七、第六十七条の十四第 (第十一項を除く。 第六十六条の十 第六十七条 の二ま 第六 の

令和二年改正前措置法第六十八条の八の規定

第二十二項 から第六十八条の十五の三まで、 を除く。 の二十五、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三 条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十四、 令和二年改正前措置法第六十八条の九、 (前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。 (第五項、 第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで、第六十八条の 第六十八条の十五の六から第六十八条の十五の七まで、 第二十四項及び第二十五項を除き、 第六十八条の十三(第四項を除く。 第十六項、 第六十八条の十五の五(第五項を除く 第十八項、 第六十八条の十 第十九項、 前項各号に掲げる規定 及び第六十八条の四 第六十八条の十四 第二十一項、 第六十八条 第六十八 (第五

令和二年改正前措置法第六十八条の四十三(第三項、 第四項、

に係る部分を除く。

の規定

附 則

この省令は、 令和五年四月一日から施行する。

> 十九 五.十五. 第五項まで、 六項及び第七項を除く。)及び第六十八条の六十五の規定 に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合に限る。 十項から第十二項までを除く。 第七項から第十項までを除く。 項を除く。 第六十八条の五十四の二 項を除く。 六十八条の四十六(第二項及び第三項を除く。 (第二項から第四項まで、 項、 令和二年改正前措置法第六十八条の六十一(第四項、 令和二年改正前措置法第六十八条の六十三の規定 項までを除く。 令和二年改正前措置法第六十八条の六十二の二第 第六十八条の五十六 令和二年改正前措置法第六十八条の六十四(第二項) 令和二年改正前措置法第六十八条の六十三の二の規定 第十三項、 (第六項から第九項まで及び第十五項から第十七項までを除く。 第十一項、第十三項及び第十五項を除く。 第六十八条の五十七(第四項、 第六十八条の四十四(第二項及び第三項を除く。 第十四項、 第六十八条の五十七の二 (第二項及び第三項を除く。 (第三項から第六項まで、 第十項、第十二項及び第十四項を除く。 第十六項、)及び第六十八条の六十二の規定 及び第六十八条の五十八(第三項から 第十七項、 第五項及び第八項から第 (第三項、 第十三項及び第十五 第六十八条の五十 第十九項及び第二 項 第五項及び第 の規定 第六十八条の (同項 第四項及び 第三項、 の規定 第一 号 第 应

<u>二</u> 十

二十三 令和二年改正前措置法第六十八条の七十、第六十八条の七十 条の八十四及び第六十八条の八十五の規定 条の七十六の二まで、 第十項から第十三項までを除く。 十六項を除く。 第六十八条の七十九(第十項から第十三項まで、 第六十八条の八十、 第六十八条の七十八 第六十八条の七十二から第六十八 第六十八条の八十一、 (第四項及び第十二項を除く 第十五項及び第 第六十八

二 十 四 六の二まで、第六十八条の九十八(第六項から第九項までを除く。 第六十八条の九十九から第六十八条の百一まで、 十二項を除く。 令和二年改正前措置法第六十八条の九十四から第六十八条の九十 第六十八条の百三及び第六十八条の百四の規定 第六十八条の百二 (第

2 をいう。 条及び第四条の規定は、 税法等の 状況の透明化等に関する法律第二条第一 法」という。 法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(所得 施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、 条第八号に規定する人格のない社団等を含む。 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二 年改正法附則第百四十 に規定する連結法人をいう。 に係る法人税の申告については、 部を改正する法律(令和二年法律第八号。 第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七 法人 一条の規定による改正前の租税特別措置の適用 (法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) 第 の同日前に終了した連結事業年度(令 項第六号に規定する連結事業年度 なお従前の例による。 以下同じ。 以下 「令和二年改正)のこの省令